

はじめに

本試験に合格する力をつけるためには、知識をインプットするだけでなく、アウトプット演習を行うことが必要となります。つまり、知識を「わかる」水準から、「得点できる」水準にまで引き上げなければなりません。本書は、姉妹書の『社労士の教科書』の完全準拠問題集として、教科書で学んだ知識を、試験に対応できる実践的水準にまで「効率よく高める」ことにとことんこだわり、制作しました。

本試験で「得点できる」水準にまで知識を高めるには、質のよい問題を、本試験と同一形式で演習することが、最も効果的となります。

本書は、択一式と選択式の問題を『社労士の教科書』のSectionにあわせて編集しています。各問題は、「過去問」「予想問題」を組み合わせで作成しており、試験合格に必要な重要ポイントはすべて盛り込んでいます。これらの問題を本試験と同一の実践的な形式で演習することにより、『社労士の教科書』で学んだ知識を、さらにレベルアップさせていくことが可能となります。

本書掲載の問題を、隅々まで解きこなし、弱点の克服を図りながら得点力を高め、「合格」を勝ち取っていきましょう。合格発表日には良い結果が出ることを心よりお祈りいたします。

2018年10月 TAC社会保険労務士講座 講師一同

本書は、2018年9月6日現在において、公布され、かつ、2019年本試験実施要綱が発表されるまでに施行されることが確定しているものに基づいて問題を作成しております。

2018年9月7日以降に法改正のあるもの、また法改正はなされているが施行規則等で未だ細目について定められていないものについては、2019年2月上旬より下記ホームページにて「法改正情報」を順次公開いたします。

TAC書籍販売サイト「サイバーブックストア」

<https://bookstore.tac-school.co.jp>

本書の特色

本書には、「過去問」と「予想問題」の両方が収録してあります。本書をしっかりとこなして、合格レベルの実力をしっかり養ってください。

レベル表示

「演習問題」には、それぞれ次のレベル表示がしてあります。どの程度のレベルの問題なのか、本試験問題に対して自己の実力がどの程度なのかを、演習を通して把握することができます。

- ・基本 本試験よりも平易
- ・実践 本試験と同等レベル
- ・応用 相当な思考力を要するもの

チェック欄

演習は全体を通して数回は繰り返すようにしましょう。各問に付されているチェック欄に日付を書き込んでチェックしていきましょう。

問題 1

択一

基本

教科書 Section 1

労働基準法の基本理念等

チェック欄

1	2	3
/	/	/

次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 労働基準法は労働条件の最低基準を定めたものがあり、この最低基準が標準とならないように、同法は、この最低基準を理由として労働条件を低下させることを禁止し、その向上を図るよう努めることを労働関係の当事者に義務づけている。(H25-5B)
- B 労働基準法第2条第1項が、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきである。」との理念を明らかにした理由は、概念的には対等者である労働者と使用者との間にある現実の力関係の不平等を解決することが、労働基準法の重要な視点であることにある。(H25-5C)
- C 労働基準法第2条は、労働条件の決定及びこれに伴う両当事者の義務に関する一般的原则を宣言する規定であるにとどまり、監督機関（労働基準監督署等）はこの一般的原则を具体的に適用すべき責務を負う機関ではないので、労働協約、就業規則又は労働契約の履行に関する争いについては、それが労働基準法各本条の規定に抵触するものでない限り、監督権行使に類する積極的な措置をなすべきものではなく、当事者間の交渉により、又はあつせん、調停、仲裁等の紛争処理機関、民事裁判所等において処理されるべきものである。
- D 労働基準法第3条は、法の下での平等を定めた日本国憲法第14条と同じ事由で、人種、信条、性別、社会的身分又は門地を理由とした労働条件の差別的取扱を禁止している。(H23-1A)
- E 最高裁判所の判例によれば、労働基準法第3条は、労働者の労働条件について信条による差別取扱を禁じているが、特定の信条を有することを解雇の理由として定めることも、労働条件に関する差別取扱として、同条に違反するものと解される。」としている。

6

択一問題は、過去問とTACオリジナル問題をドッキングして作成。問題文が過去問の場合は、文末に過去問ナンバーを記しています。見方は次のとおりです。

H24-1C=H24択一式問題、問1C

H19-選A=H19選択式問題、空欄A

なお、科目名の略称は次のとおりです。

基：労基、安：安衛、災：労災、雇：雇用、労：労一、健：健保、
国：国年、厚：厚年、社：社一

本書の効果的な学習法

●まずは知識のインプット

本書は、『社労士の教科書』のSectionにあわせて編成してあります。問題演習に入る前に、教科書でそのSectionをひとつおくり復習しておきましょう。演習がスムーズに進みます。

●択一式問題の演習

「択一式問題」では、最近の本試験でも定番になりつつある「組合せ問題」や「個数問題」も取り入れています。選択肢の中から、1つの答えを絞り込む練習を、しっかり行っておきましょう。最終的には答えが1つに絞り込めればよいわけですが、問題を解いていく過程では、正解肢以外の肢についても、1つ1つ論点を確認するようにしましょう。知識があやふやだと思ふ問題については、解答に書かれている教科書の該当箇所をもう一度読み込むなどして、知識を固めていきましょう。

●選択式問題の演習

「選択式問題」の演習では、「選択肢」をみてから答えを選んでしまいがちですが、まず最初は、選択肢をみないで、空欄に何が入るか、自分で考えてから解きましょう。そのほうが力もつきますし、「誤りの選択肢」に惑わされる危険性も少なくなります。

※CHAPTER5の労働保険の保険料の徴収等に関する法律においては、選択式問題が本試験で出題されませんので掲載しておりません。

●復習の仕方

演習は全体を通して数回は繰り返すようにしましょう。その過程で、誤った問題には各問に付されているチェック欄に印をつけておき、直前期にはそれらを重点的に演習するのが効果的です。また、復習においては、全体的にいまひとつ得点できなかったSectionがある場合は、単に問題を再演習するだけでなく、教科書に立ち戻って復習するようにしましょう。『社労士の教科書』を教材に使用している場合は、同じSectionで編成されていますので、問題集のSectionと同じ教科書のSectionを復習すればよいこととなります。

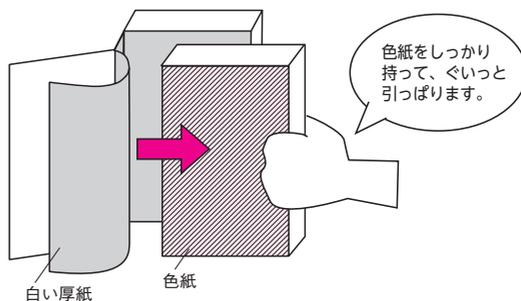
セパレートBOOK形式

本書は、Part 1の労働関係科目編と、Part 2の社会保険関係科目編で、2冊に分解できる「セパレートBOOK形式」を採用しています。対応している『社労士の教科書』も、同じ科目で2冊に分解が可能のため、教科書と問題集を必要な部分だけ、コンパクトに持ち歩けますので、とても便利です。

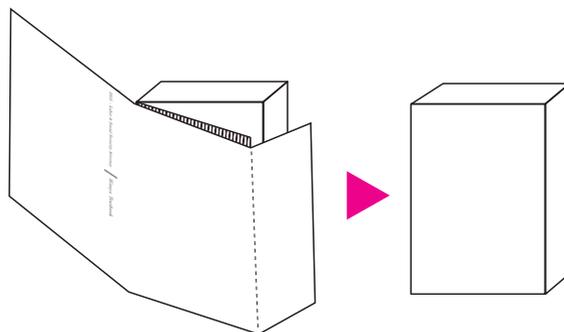
★セパレートBOOKの作りかた★

①白い厚紙から、色紙のついた冊子を抜き取ります。

※色紙と白い厚紙は、のりで接着されています。乱暴に扱いますと、破損する危険性がありますので、ていねいに抜き取るようにしてください。



②本体のカバーを裏返しにして、抜き取った冊子にかぶせ、きれいに折り目をつけて使用してください。



※抜き取るさいの損傷についてのお取替えはご遠慮願います。

社会保険労務士試験の概要

試験概要・実施スケジュール

受験案内配布	4月中旬～
受験申込受付期間	4月中旬～5月下旬（平成30年は4月16日～5月31日） ※郵送または試験センター窓口にて申込み
試験日程	8月下旬（平成30年は8月26日）
合格発表	11月上旬（平成30年は11月9日）
受験手数料	9,000円

主な受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学若しくは高等専門学校（5年制）を卒業した者（専攻の学部学科は問わない）
行政書士となる資格を有する者

※ 詳細は「全国社会保険労務士会連合会 試験センター」のホームページにてご確認ください。

試験形式

社労士試験は「選択式」と「択一式」の2種類の試験形式があり、それぞれの合格基準を満たして合格となります。

選択式	8問出題（40点満点〈1問あたり空欄が5つ〉） 解答時間は80分 文章中の5つの空欄に入るものを、選択肢の中から選び、その番号をマークシートに記入します。
択一式	70問出題（70点満点） 解答時間は210分 5つの選択肢の中から、正解肢をマークシートに記入します。

合格基準

合格基準について、年度により多少前後しますが、例年、総得点の7割程度となります。それぞれの試験における総得点の基準と、各科目ごとの基準と、両方をクリアする必要があります。

【参考】平成29年度本試験の合格基準

選択式：総得点24点以上かつ各科目3点以上
（ただし、雇用保険法及び健康保険法は2点以上）

択一式：総得点45点以上かつ各科目4点以上
（ただし、厚生年金保険法は3点以上）

試験科目

選択式 計 8 科目	科目名	択一式 計 7 科目
出題：1 問 配点：5 点	労働基準法及び労働安全衛生法	出題：10問 配点：10点
出題：1 問 配点：5 点	労働者災害補償保険法 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む [※])	出題：10問 配点：10点
出題：1 問 配点：5 点	雇用保険法 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む [※])	出題：10問 配点：10点
出題：1 問 配点：5 点	労務管理その他の労働に関する一般常識	出題：10問 配点：10点
出題：1 問 配点：5 点	社会保険に関する一般常識	
出題：1 問 配点：5 点	健康保険法	出題：10問 配点：10点
出題：1 問 配点：5 点	厚生年金保険法	出題：10問 配点：10点
出題：1 問 配点：5 点	国民年金法	出題：10問 配点：10点
合計：8 問 配点：40点	<p><small>※労働保険の保険料の徴収等に関する法律は、選択式での出題はありません。また、択一式の労働者災害補償保険法及び雇用保険法は、それぞれの問題10問のうち、3問が労働保険の保険料の徴収等に関する法律から出題されます。</small></p>	合計：70問 配点：70点

過去 5 年間の受験者数・合格者数の推移

年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
受験申込者数	63,640人	57,199人	52,612人	51,953人	49,902人
受験者数	49,292人	44,546人	40,712人	39,972人	38,685人
合格者数	2,666人	4,156人	1,051人	1,770人	2,613人
合格率	5.4%	9.3%	2.6%	4.4%	6.8%

詳細の受験資格や受験申込み及びお問合せは
「全国社会保険労務士会連合会 試験センター」へ
<http://www.sharosi-siken.or.jp>



TAC出版の社労士本 合格活用術

ここでは、独学で合格を目指していくためのフローをご紹介します。
「みんなが欲しかったシリーズ」と「無敵シリーズ」でいねいに学習を進めていけば、合格に必要な知識は着実についていきます。

2019年度試験での合格を目指し、TAC出版の書籍をフル活用して、がんばりましょう！

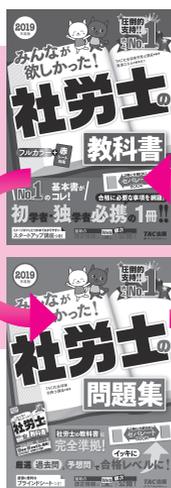
みんなが
欲しかった！
シリーズ

準拠CD、DVDを使えば
さらに理解がスムーズに！



「合格への はじめの一步」

本気でやさしい
入門書！
社労士試験の全体像、
学習内容のイメージを
つかみましょう！



「社労士の教科書」 「社労士の問題集」

「教科書」を読んで
内容を理解、
「問題集」で教科書の
理解度をチェック！
この繰り返しが知識の
定着につながります。



「合格のツボ 選択対策」 「合格のツボ 択一对策」 「全科目横断総まとめ」

「合格のツボ」で予想問題を
たくさん解き、基本を強化。
「全科目横断総まとめ」で、
知識をさまざまな角度から
整理し、確実におさえましょう。



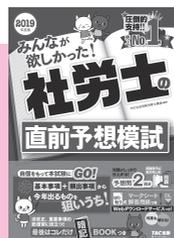
+Web
サポートも
充実!

TAC出版の社労士本は、書籍刊行後に法改正があった場合でも、法改正情報を、TAC出版書籍販売サイト「Cyber Book Store」ですばやく公開していきますので、安心して学習に集中することができます。全力で独学者を応援していきます!



「社労士の年度別
過去問題集 5年分」

最新5年分の過去問を解き、
実力チェック!
何度も繰り返し解きましょう!



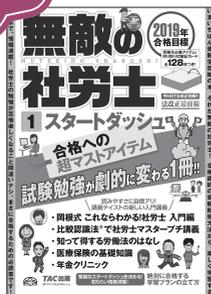
「社労士の直前予想模試」

今までの学習内容の最終確認として、
予想模試にチャレンジ!
本試験形式の予想問題を
2回分収録しています!

2019
年試験
合格!

無敵
シリーズ

試験に勝つためのマストアイテム!!



無敵の社労士
①スタートダッシュ



無敵の社労士
②本試験徹底解剖



無敵の社労士
③完全無欠の直前対策

CONTENTS

はじめに／(3) 本書の特色／(4)
本書の効果的な学習法／(6) セパレートBOOK形式／(7)
社会保険労務士試験の概要／(8)
TAC出版の社労士本 合格活用術／(10)

Part 1 労働関係科目



Part 1 CONTENTS／i

() 内は科目別ページ番号です。

CHAPTER 1 労働基準法

オリエンテーション／2(2)

Section 1	労働基準法の基本理念等	6(6)
Section 2	労働契約等	16(16)
Section 3	賃金	30(30)
Section 4	労働時間、休憩、休日	42(42)
Section 5	変形労働時間制	48(48)
Section 6	時間外労働・休日労働	56(56)
Section 7	みなし労働時間制	64(64)
Section 8	年次有給休暇	70(70)
Section 9	年少者、妊産婦等	76(76)
Section10	就業規則、監督等その他	86(86)

CHAPTER 2 労働安全衛生法

オリエンテーション／100(2)

Section 1	目的等	104(6)
Section 2	安全衛生管理体制Ⅰ	108(10)
Section 3	安全衛生管理体制Ⅱ	122(24)
Section 4	事業者等の講ずべき措置等	126(28)
Section 5	機械等並びに危険物及び有害物に関する規制	130(32)
Section 6	安全衛生教育、就業制限	134(36)
Section 7	作業環境測定、作業の管理等	138(40)
Section 8	健康診断	140(42)

Section 9	面接指導等	146(48)
Section10	監督等その他	150(52)

CHAPTER 3 労働者災害補償保険法

オリエンテーション／154(2)		
Section 1	目的等	156(4)
Section 2	業務災害、通勤災害	162(10)
Section 3	給付基礎日額	168(16)
Section 4	保険給付Ⅰ	172(20)
Section 5	保険給付Ⅱ	184(32)
Section 6	保険給付Ⅲ	194(42)
Section 7	通則等	210(58)
Section 8	社会復帰促進等事業	226(74)
Section 9	特別加入	232(80)
Section10	不服申立て、雑則その他	236(84)

CHAPTER 4 雇用保険法

オリエンテーション／242(2)		
Section 1	目的等	246(6)
Section 2	被保険者等	248(8)
Section 3	失業等給付、求職者給付Ⅰ	262(22)
Section 4	求職者給付Ⅱ	280(40)
Section 5	求職者給付Ⅲ	286(46)
Section 6	求職者給付Ⅳ	290(50)
Section 7	就職促進給付	294(54)
Section 8	教育訓練給付	302(62)
Section 9	雇用継続給付	308(68)
Section10	通則、不服申立て、雑則その他	318(78)

CHAPTER 5 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

オリエンテーション／344(2)		
Section 1	総則、保険関係の成立及び消滅等	336(4)
Section 2	事業の一括	342(10)
Section 3	労働保険料の種類等	348(16)
Section 4	概算保険料	352(20)
Section 5	確定保険料等	364(32)
Section 6	メリット制	372(40)

Section 7	印紙保険料	376(44)
Section 8	特例納付保険料	384(52)
Section 9	督促等、不服申立て、雑則その他	386(54)
Section10	労働保険事務組合	390(58)

CHAPTER 6 労務管理その他の労働に関する一般常識

オリエンテーション／398(2)		
Section 1	集团的労使関係法	402(6)
Section 2	個別労働関係法	408(12)
Section 3	労働市場法	432(36)
Section 4	労務管理	448(52)
Section 5	労働経済、労働統計	454(58)

Part 2 社会保険関係科目



Part 2 CONTENTS／ i

() 内は科目別ページ番号です。

CHAPTER 7 健康保険法

オリエンテーション／2(2)		
Section 1	目的等、保険者	4(4)
Section 2	適用事業所、被保険者等	14(14)
Section 3	保険医療機関等	32(32)
Section 4	標準報酬	36(36)
Section 5	保険給付Ⅰ	48(48)
Section 6	保険給付Ⅱ	64(64)
Section 7	費用の負担等	76(76)
Section 8	日雇特例被保険者に関する保険給付等	88(88)
Section 9	通則等	94(94)
Section10	保健事業及び福祉事業、不服申立て、雑則等	100(100)

CHAPTER 8 国民年金法

オリエンテーション／104(2)		
Section 1	目的等	108(6)
Section 2	被保険者等	110(8)
Section 3	費用の負担等	124(22)

Section 4	老齡基礎年金	140(38)
Section 5	障害基礎年金	154(52)
Section 6	遺族基礎年金	166(64)
Section 7	独自給付等	178(76)
Section 8	年金額の調整等	190(88)
Section 9	通則等、不服申立て、雑則等	192(90)
Section10	国民年金基金等	200(98)

CHAPTER 9 厚生年金保険法

オリエンテーション／206(2)

Section 1	目的等	208(4)
Section 2	被保険者等、標準報酬	212(8)
Section 3	本来の老齡厚生年金	232(28)
Section 4	特別支給の老齡厚生年金等	246(42)
Section 5	障害厚生年金等	260(56)
Section 6	遺族厚生年金等	274(70)
Section 7	離婚時における標準報酬の分割	288(84)
Section 8	年金額の調整等、通則等	292(88)
Section 9	費用の負担等、不服申立て、雑則等	296(92)
Section10	厚生年金基金等	306(102)

CHAPTER10 社会保険に関する一般常識

オリエンテーション／310(2)

Section 1	社会保険法規等	314(6)
Section 2	企業年金制度、社会保険労務士法	340(32)
Section 3	社会保障制度、社会保障の沿革等	352(44)

Part 1

労働関係科目

CHAPTER1 ■ 労働基準法

CHAPTER2 ■ 労働安全衛生法

CHAPTER3 ■ 労働者災害補償保険法

CHAPTER4 ■ 雇用保険法

CHAPTER5 ■ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

CHAPTER6 ■ 労務管理その他の労働に関する一般常識

CHAPTER 1 労働基準法

オリエンテーション…2(2)

問題 1	Sec 1	労働基準法の基本理念等	択一	基本	6(6)
問題 2		労働基準法の基本理念等	択一	基本	8(8)
問題 3		労働基準法の基本理念等	択一	実践	10(10)
問題 4		労働基準法の基本理念等	択一	基本	12(12)
問題 5		労働基準法の基本理念等	選択	基本	14(14)
問題 6		労働基準法の基本理念等	選択	基本	15(15)
問題 7	Sec 2	労働契約等	択一	基本	16(16)
問題 8		労働契約等	択一	実践	18(18)
問題 9		労働契約等	択一	実践	20(20)
問題10		労働契約等	択一	実践	22(22)
問題11		労働契約等	択一	実践	24(24)
問題12		労働契約等	択一	実践	26(26)
問題13		労働契約等	選択	基本	28(28)
問題14		労働契約等	選択	基本	29(29)
問題15	Sec 3	賃金	択一	基本	30(30)
問題16		賃金	択一	応用	32(32)
問題17		賃金	択一	実践	34(34)
問題18		賃金	択一	基本	36(36)
問題19		賃金	択一	実践	38(38)
問題20		賃金	選択	基本	40(40)
問題21		賃金	選択	基本	41(41)
問題22	Sec 4	労働時間、休憩、休日	択一	基本	42(42)
問題23		労働時間、休憩、休日	択一	基本	44(44)
問題24		労働時間、休憩、休日	選択	基本	46(46)
問題25	Sec 5	変形労働時間制	択一	基本	48(48)
問題26		変形労働時間制	択一	実践	50(50)
問題27		変形労働時間制	択一	実践	52(52)
問題28		変形労働時間制	選択	基本	54(54)

問題29	Sec 5	変形労働時間制	選択	基本	55 (55)
問題30	Sec 6	時間外労働・休日労働	択一	基本	56 (56)
問題31		時間外労働・休日労働	択一	実践	58 (58)
問題32		時間外労働・休日労働	択一	実践	60 (60)
問題33		時間外労働・休日労働	選択	基本	62 (62)
問題34	Sec 7	みなし労働時間制	択一	基本	64 (64)
問題35		みなし労働時間制	択一	基本	66 (66)
問題36		みなし労働時間制	選択	基本	68 (68)
問題37	Sec 8	年次有給休暇	択一	基本	70 (70)
問題38		年次有給休暇	択一	実践	72 (72)
問題39		年次有給休暇	選択	基本	74 (74)
問題40	Sec 9	年少者、妊産婦等	択一	実践	76 (76)
問題41		年少者、妊産婦等	択一	基本	78 (78)
問題42		年少者、妊産婦等	択一	基本	80 (80)
問題43		年少者、妊産婦等	択一	実践	82 (82)
問題44		年少者、妊産婦等	選択	基本	84 (84)
問題45		年少者、妊産婦等	選択	基本	85 (85)
問題46	Sec10	就業規則、監督等その他	択一	実践	86 (86)
問題47		就業規則、監督等その他	択一	実践	88 (88)
問題48		就業規則、監督等その他	択一	実践	90 (90)
問題49		就業規則、監督等その他	択一	実践	92 (92)
問題50		就業規則、監督等その他	択一	基本	94 (94)
問題51		就業規則、監督等その他	選択	基本	96 (96)
問題52		就業規則、監督等その他	選択	基本	97 (97)

CHAPTER 2 労働安全衛生法

オリエンテーション…100(2)

問題 1	Sec 1	目的等	択一	基本	104 (6)
問題 2		目的等	選択	基本	106 (8)
問題 3	Sec 2	安全衛生管理体制 I	択一	基本	108 (10)
問題 4		安全衛生管理体制 I	択一	実践	110 (12)
問題 5		安全衛生管理体制 I	択一	実践	112 (14)
問題 6		安全衛生管理体制 I	択一	応用	114 (16)

問題7	Sec 2	安全衛生管理体制 I	択一	基本	116 (18)
問題8		安全衛生管理体制 I	択一	実践	118 (20)
問題9		安全衛生管理体制 I	選択	基本	120 (22)
問題10	Sec 3	安全衛生管理体制 II	択一	基本	122 (24)
問題11		安全衛生管理体制 II	選択	実践	124 (26)
問題12	Sec 4	事業者等の講ずべき措置等	択一	実践	126 (28)
問題13		事業者等の講ずべき措置等	択一	実践	128 (30)
問題14	Sec 5	機械等並びに危険物及び有害物に関する規制	択一	基本	130 (32)
問題15		機械等並びに危険物及び有害物に関する規制	選択	基本	132 (34)
問題16	Sec 6	安全衛生教育、就業制限	択一	基本	134 (36)
問題17		安全衛生教育、就業制限	択一	実践	136 (38)
問題18	Sec 7	作業環境測定、作業の管理等	選択	実践	138 (40)
問題19	Sec 8	健康診断	択一	基本	140 (42)
問題20		健康診断	択一	実践	142 (44)
問題21		健康診断	選択	実践	144 (46)
問題22	Sec 9	面接指導等	択一	実践	146 (48)
問題23		面接指導等	選択	基本	148 (50)
問題24	Sec10	監督等その他	択一	実践	150 (52)
問題25		監督等その他	選択	基本	152 (54)

CHAPTER 3 労働者災害補償保険法

オリエンテーション…154(2)

問題1	Sec 1	目的等	択一	基本	156 (4)
問題2		目的等	択一	基本	158 (6)
問題3		目的等	選択	基本	160 (8)
問題4	Sec 2	業務災害、通勤災害	択一	実践	162 (10)
問題5		業務災害、通勤災害	択一	基本	164 (12)
問題6		業務災害、通勤災害	選択	実践	166 (14)
問題7	Sec 3	給付基礎日額	択一	実践	168 (16)
問題8		給付基礎日額	択一	実践	170 (18)
問題9	Sec 4	保険給付 I	択一	基本	172 (20)
問題10		保険給付 I	択一	実践	174 (22)
問題11		保険給付 I	択一	基本	176 (24)

問題12	Sec 4	保険給付 I	択一	応用	178 (26)
問題13		保険給付 I	択一	実践	180 (28)
問題14		保険給付 I	選択	基本	182 (30)
問題15		保険給付 I	選択	基本	183 (31)
問題16	Sec 5	保険給付 II	択一	実践	184 (32)
問題17		保険給付 II	択一	実践	186 (34)
問題18		保険給付 II	択一	応用	188 (36)
問題19		保険給付 II	択一	基本	190 (38)
問題20		保険給付 II	択一	実践	192 (40)
問題21	Sec 6	保険給付 III	択一	実践	194 (42)
問題22		保険給付 III	択一	基本	196 (44)
問題23		保険給付 III	択一	実践	198 (46)
問題24		保険給付 III	択一	実践	200 (48)
問題25		保険給付 III	択一	基本	202 (50)
問題26		保険給付 III	択一	実践	204 (52)
問題27		保険給付 III	択一	基本	206 (54)
問題28		保険給付 III	選択	基本	208 (56)
問題29		保険給付 III	選択	基本	209 (57)
問題30	Sec 7	通則等	択一	基本	210 (58)
問題31		通則等	択一	基本	212 (60)
問題32		通則等	択一	基本	214 (62)
問題33		通則等	択一	基本	216 (64)
問題34		通則等	択一	実践	218 (66)
問題35		通則等	択一	応用	220 (68)
問題36		通則等	択一	実践	222 (70)
問題37		通則等	選択	実践	224 (72)
問題38		通則等	選択	実践	225 (73)
問題39	Sec 8	社会復帰促進等事業	択一	基本	226 (74)
問題40		社会復帰促進等事業	択一	実践	228 (76)
問題41		社会復帰促進等事業	選択	実践	230 (78)
問題42	Sec 9	特別加入	択一	基本	232 (80)
問題43		特別加入	択一	実践	234 (82)
問題44	Sec 10	不服申立て、雑則その他	択一	基本	236 (84)
問題45		不服申立て、雑則その他	択一	実践	238 (86)
問題46		不服申立て、雑則その他	選択	基本	240 (88)

CHAPTER 4 雇用保険法

オリエンテーション…242(2)

問題1	Sec 1	目的等	択一	実践	246(6)
問題2	Sec 2	被保険者等	択一	基本	248(8)
問題3		被保険者等	択一	基本	250(10)
問題4		被保険者等	択一	応用	252(12)
問題5		被保険者等	択一	実践	254(14)
問題6		被保険者等	択一	実践	256(16)
問題7		被保険者等	択一	実践	258(18)
問題8		被保険者等	選択	基本	260(20)
問題9		被保険者等	選択	基本	261(21)
問題10	Sec 3	失業等給付、求職者給付 I	択一	基本	262(22)
問題11		失業等給付、求職者給付 I	択一	応用	264(24)
問題12		失業等給付、求職者給付 I	択一	基本	266(26)
問題13		失業等給付、求職者給付 I	択一	実践	268(28)
問題14		失業等給付、求職者給付 I	択一	基本	270(30)
問題15		失業等給付、求職者給付 I	択一	実践	272(32)
問題16		失業等給付、求職者給付 I	択一	基本	274(34)
問題17		失業等給付、求職者給付 I	択一	実践	276(36)
問題18		失業等給付、求職者給付 I	選択	基本	278(38)
問題19		失業等給付、求職者給付 I	選択	基本	279(39)
問題20	Sec 4	求職者給付 II	択一	基本	280(40)
問題21		求職者給付 II	択一	基本	282(42)
問題22		求職者給付 II	択一	基本	284(44)
問題23	Sec 5	求職者給付 III	択一	応用	286(46)
問題24		求職者給付 III	択一	実践	288(48)
問題25	Sec 6	求職者給付 IV	択一	実践	290(50)
問題26		求職者給付 IV	選択	実践	292(52)
問題27	Sec 7	就職促進給付	択一	実践	294(54)
問題28		就職促進給付	択一	基本	296(56)
問題29		就職促進給付	択一	基本	298(58)
問題30		就職促進給付	選択	実践	300(60)
問題31	Sec 8	教育訓練給付	択一	実践	302(62)

問題32	Sec 8	教育訓練給付	択一	実践	304 (64)
問題33		教育訓練給付	選択	実践	306 (66)
問題34	Sec 9	雇用継続給付	択一	応用	308 (68)
問題35		雇用継続給付	択一	実践	310 (70)
問題36		雇用継続給付	択一	応用	312 (72)
問題37		雇用継続給付	択一	基本	314 (74)
問題38		雇用継続給付	選択	基本	316 (76)
問題39	Sec10	通則、不服申立て、雑則その他	択一	基本	318 (78)
問題40		通則、不服申立て、雑則その他	択一	実践	320 (80)
問題41		通則、不服申立て、雑則その他	択一	応用	322 (82)
問題42		通則、不服申立て、雑則その他	択一	基本	324 (84)
問題43		通則、不服申立て、雑則その他	択一	基本	326 (86)
問題44		通則、不服申立て、雑則その他	択一	基本	328 (88)
問題45		通則、不服申立て、雑則その他	選択	実践	330 (90)
問題46		通則、不服申立て、雑則その他	選択	実践	331 (91)

CHAPTER 5 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

オリエンテーション…334(2)

問題 1	Sec 1	総則、保険関係の成立及び消滅等	択一	基本	336 (4)
問題 2		総則、保険関係の成立及び消滅等	択一	基本	338 (6)
問題 3		総則、保険関係の成立及び消滅等	択一	実践	340 (8)
問題 4	Sec 2	事業の一括	択一	実践	342 (10)
問題 5		事業の一括	択一	実践	344 (12)
問題 6		事業の一括	択一	実践	346 (14)
問題 7	Sec 3	労働保険料の種類等	択一	実践	348 (16)
問題 8		労働保険料の種類等	択一	応用	350 (18)
問題 9	Sec 4	概算保険料	択一	基本	352 (20)
問題10		概算保険料	択一	基本	354 (22)
問題11		概算保険料	択一	実践	356 (24)
問題12		概算保険料	択一	応用	358 (26)
問題13		概算保険料	択一	基本	360 (28)
問題14		概算保険料	択一	応用	362 (30)
問題15	Sec 5	確定保険料等	択一	基本	364 (32)

問題16	Sec 5	確定保険料等	択一	実践	366 (34)
問題17		確定保険料等	択一	基本	368 (36)
問題18		確定保険料等	択一	応用	370 (38)
問題19	Sec 6	メリット制	択一	実践	372 (40)
問題20		メリット制	択一	実践	374 (42)
問題21	Sec 7	印紙保険料	択一	基本	376 (44)
問題22		印紙保険料	択一	基本	378 (46)
問題23		印紙保険料	択一	基本	380 (48)
問題24		印紙保険料	択一	実践	382 (50)
問題25	Sec 8	特別納付保険料	択一	実践	384 (52)
問題26	Sec 9	督促等、不服申立て、雑則その他	択一	実践	386 (54)
問題27		督促等、不服申立て、雑則その他	択一	基本	388 (56)
問題28	Sec10	労働保険事務組合	択一	基本	390 (58)
問題29		労働保険事務組合	択一	基本	392 (60)
問題30		労働保険事務組合	択一	実践	394 (62)

CHAPTER 6 労務管理その他の労働に関する一般常識

オリエンテーション…398 (2)

問題 1	Sec 1	集团的労使関係法	択一	基本	402 (6)
問題 2		集团的労使関係法	択一	実践	404 (8)
問題 3		集团的労使関係法	選択	実践	406 (10)
問題 4		集团的労使関係法	選択	基本	407 (11)
問題 5	Sec 2	個別労働関係法	択一	基本	408 (12)
問題 6		個別労働関係法	択一	実践	410 (14)
問題 7		個別労働関係法	択一	実践	412 (16)
問題 8		個別労働関係法	択一	基本	414 (18)
問題 9		個別労働関係法	択一	実践	416 (20)
問題10		個別労働関係法	択一	基本	418 (22)
問題11		個別労働関係法	択一	実践	420 (24)
問題12		個別労働関係法	択一	基本	422 (26)
問題13		個別労働関係法	択一	基本	424 (28)
問題14		個別労働関係法	択一	実践	426 (30)
問題15		個別労働関係法	択一	実践	428 (32)

問題16	Sec 2	個別労働関係法	選択	実践	430 (34)
問題17		個別労働関係法	選択	基本	431 (35)
問題18	Sec 3	労働市場法	択一	基本	432 (36)
問題19		労働市場法	択一	実践	434 (38)
問題20		労働市場法	択一	応用	436 (40)
問題21		労働市場法	択一	実践	438 (42)
問題22		労働市場法	択一	基本	440 (44)
問題23		労働市場法	択一	基本	442 (46)
問題24		労働市場法	択一	応用	444 (48)
問題25		労働市場法	選択	基本	446 (50)
問題26		労働市場法	選択	基本	447 (51)
問題27	Sec 4	労務管理	択一	応用	448 (52)
問題28		労務管理	択一	応用	450 (54)
問題29		労務管理	選択	実践	452 (56)
問題30		労務管理	選択	応用	453 (57)
問題31	Sec 5	労働経済、労働統計	択一	基本	454 (58)
問題32		労働経済、労働統計	択一	基本	456 (60)
問題33		労働経済、労働統計	択一	基本	458 (62)
問題34		労働経済、労働統計	選択	基本	460 (64)
問題35		労働経済、労働統計	選択	応用	461 (65)

凡 例 本書の執筆においては、次のとおり略称を用いています。

法 1	→法 1 条
法 1-I	→法 1 条 1 項
法 1-I ①	→法 1 条 1 項 1 号
法	→単なる法は各CHAPTERの法令（例：CHAPTER 1 内の法は「労働基準法」）
令	→施行令
則	→施行規則
(40)	→昭和40年（例：(40)法附則→昭和40年法附則、(25)法附則→平成25年法附則）
労基法	→労働基準法
石綿法	→石綿による健康被害の救済に関する法律
労審法	→労働保険審査官及び労働保険審査会法
整備法	→失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

労組法	→労働組合法
労調法	→労働関係調整法
労契法	→労働契約法
労働時間等設定改善法	→労働時間等の設定の改善に関する特別措置法
個紛法	→個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律
過労死法	→過労死等防止対策推進法
パート法	→短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律
均等法	→雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
育児法	→育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
次世代法	→次世代育成支援対策推進法
中退共法	→中小企業退職金共済法
最賃法	→最低賃金法
賃確法	→賃金の支払の確保等に関する法律
労働施策総合推進法	→労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
職安法	→職業安定法
派遣法	→労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
高齢法	→高齢者の雇用の安定等に関する法律
障雇法	→障害者の雇用の促進等に関する法律
職能法	→職業能力開発促進法
求職者法	→職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
健保法	→健康保険法
国年法	→国民年金法
厚年法	→厚生年金保険法
旧法	→旧厚生年金保険法
改正前法	→平成25年改正法施行前厚生年金保険法
国保法	→国民健康保険法
船保法	→船員保険法
高医法	→高齢者の医療の確保に関する法律
介保法	→介護保険法
児手法	→児童手当法
社審法	→社会保険審査官及び社会保険審査会法
確拠法	→確定拠出年金法
確給法	→確定給付企業年金法
社労士法	→社会保険労務士法
整備政令	→失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
整備省令	→失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令
基金令	→国民年金基金令
廃止前基金令	→公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令
支給金則	→労働者災害補償保険特別支給金支給規則
改定率改定令	→国民年金法による改定率の改定等に関する政令

措置令	→国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
女性則	→女性労働基準規則
高圧則	→高気圧作業安全衛生規則
保険医療機関則	→保険医療機関及び保険医療養担当規則
寄宿舎規程	→事業附属寄宿舎規程
建設業寄宿舎規程	→建設業附属寄宿舎規程
厚生告	→厚生労働省告示
厚告	→(旧)厚生省告示
勞告	→(旧)労働省告示
基発	→厚生労働省労働基準局長名通達
発基	→厚生労働省労働基準局関係の労働事務次官名通達
基収	→厚生労働省労働基準局長が疑義に応じて発する通達
女発	→旧労働省女性少年局長名通達
勞發	→(旧)労働省労政局長名通達
勞収	→(旧)労働省労政局長が疑義に応じて発する通達
發勞徵	→次官又は官房長が発する労働保険徴収課関係の通達
基災發	→(旧)労働省労働基準局労災補償部長名で発する通達
保發	→厚生労働省(旧厚生省)保険局長名通達
保文發	→民間に対して出す厚生省保険局長名通知
庁文發	→(旧)社会保険庁運営部年金保険課長名通達
保保發	→厚生労働省保険局保険課長名通達
職發	→厚生労働省職業安定局長名通達
保險發	→(旧)厚生省医療局保険課長名通達
庁保險發	→(旧)社会保険庁運営部医療課長名通達
庁保發	→(旧)社会保険庁医療部長又は保険部長名通達
社發	→(旧)社会局長名通達
保医發	→厚生労働省保険局医療課長名通達
運営基準	→指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準
年管管發	→厚生労働省年金局事業管理課長名通達
年發	→厚生労働省年金局長名通達
20101	→CHAPTER 4 の 5 ケタの数字は「雇用保険に関する業務取扱要領」の番号です。

本書は、2018年9月6日現在において、公布され、かつ、2019年本試験実施要綱が発表されるまでに施行されることが確定しているものに基づいて問題を作成しております。

2018年9月7日以降に法改正のあるもの、また法改正はなされているが施行規則等で未だ細目について定められていないものについては、2019年2月上旬より下記ホームページにて「法改正情報」を順次公開いたします。

TAC書籍販売サイト「サイバーブックストア」

<https://bookstore.tac-school.co.jp>

CHAPTER 1

労働基準法

| CONTENTS

オリエンテーション

Section 1 労働基準法の基本理念等

Section 2 労働契約等

Section 3 賃金

Section 4 労働時間、休憩、休日

Section 5 変形労働時間制

Section 6 時間外労働・休日労働

Section 7 みなし労働時間制

Section 8 年次有給休暇

Section 9 年少者、妊産婦等

Section 10 就業規則、監督等その他



労働基準法 オリエンテーション

過去5年の本試験出題実績



選択は出題された空欄の数、
択一は出題された肢の数です!

	H26		H27		H28		H29		H30	
	選択	択一								
Section1 労働基準法の基本理念等	-	5	-	5	-	4	-	10	-	4
Section2 労働契約等	-	5	-	5	2	5	-	5	2	7
Section3 賃金	-	8	-	15	-	6	-	5	-	7
Section4 労働時間、休憩、休日	1	4	-	3	-	3	-	3	-	3
Section5 変形労働時間制	-	-	-	1	-	3	-	-	-	4
Section6 時間外労働・休日労働	-	1	-	1	-	5	-	7	-	5
Section7 みなし労働時間制	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-
Section8 年次有給休暇	2	3	1	-	-	4	2	-	-	-
Section9 年少者、妊産婦等	-	2	1	-	-	-	1	5	1	1
Section10 就業規則、監督等その他	-	6	-	5	-	5	-	-	-	4

傾向分析

●選択式●

選択式においては、平成24年については条文及び通達からの出題でしたが、平成20年から平成23年まで及び平成25年から平成30年はいずれの年も判例からの出題がみられました。平成22年の「公序に反するもの」、平成23年の「解除条件」など、民法等の知識が必要な問題が出題されたこともあります。今後も判例からの出題が続くと考えられます。代表的な判例については、その考え方をきちんと理解し、法律用語についても確認しておきましょう。

● 択一式 ●

平成24年以降、基本事項からの出題が多いですが、高度な知識を問う問題も増えてきています。ここ数年の傾向をみると、正解肢が比較的是っきりとしており、判断しやすい問題が多い一方で、民法、刑法の一般法や労働契約法の知識が必要な出題がみられます。

平成27年、平成28年及び平成30年には、事例形式の問題が出題されています。また、平成24年以降「組合せ問題」が出題されており、平成26年、平成29年及び平成30年には「個数問題」も出題されていますので、1肢ごとの正誤の判断をより明確に行う必要があります。

最近の法改正トピックス

● 平成31年試験向け改正 ●

● 時間外労働の上限規制の導入

時間外労働については、原則として1か月45時間、1年360時間の上限を設け、臨時的な特別な事情がある場合でも、1年720時間を上限とし、休日労働を含めて1か月100時間未満、複数月平均80時間以下としなければならないこととされました。ただし、新技術・新商品等の研究開発業務については労働安全衛生法において医師の面接指導、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、時間外労働の上限規制は適用しないこととされています（平成31年4月1日施行）。

なお、中小事業主の事業については、平成32年4月1日からの適用となり、自動車運転の業務、建設事業、医師、鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業についても、平成36年3月31日までの間、一定の適用除外及び適用猶予が与えられています。

● 一定日数の年次有給休暇の確実な取得

使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定してこれを与えなければならないこととされました。なお、労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はありません（平成31年4月1日施行）。

● 特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設

職務の範囲が明確で一定の年収を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、年間104日の休日を確実に取得させること等の健康確保措置を講じること、本人の同意や労使委員会の決議等を要件として、労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金の規定を適用除外とすることとしました（平成31年4月1日施行）。

● フレックスタイム制の見直し

フレックスタイム制の「清算期間」の上限が1か月から3か月に延長されました（平成31年4月1日施行）。

●平成30年試験向け改正●

特にありません。

学習アドバイス

科目全体的としては、「法律的な論点」や「判例」からの出題が増加傾向にあります。そして近年は「制度趣旨」を問う問題も目立ち、全体的に試験のレベルは難化傾向にあるといえます。ただ、手も足も出ないような難問かという点、そうではありません。基本条文をしっかり読み、理解し、確実におさえておけば、合格基準点を確保することは可能です。まずは『社労士の教科書』で法律学習に必要な用語等をおさえつつ、制度趣旨を踏まえて基本条文をきちんと読むところから始めましょう。そして、本問題集で演習を重ねていくことで、ある程度の対応力をつけていくことができるはずです。



MEMO



問題 1

択一 基本

教科書 Section 1

チェック欄

1 /	2 /	3 /
-----	-----	-----

労働基準法の基本理念等

次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A** 労働基準法は労働条件の最低基準を定めたものであり、この最低基準が標準とならないように、同法は、この最低基準を理由として労働条件を低下させることを禁止し、その向上を図るように努めることを労働関係の当事者に義務づけている。(H25-5B)
- B** 労働基準法第2条第1項が、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきである。」との理念を明らかにした理由は、概念的には対等者である労働者と使用者との間にある現実の力関係の不平等を解決することが、労働基準法の重要な視点であることにある。(H25-5C)
- C** 労働基準法第2条は、労働条件の決定及びこれに伴う両当事者の義務に関する一般的原則を宣言する規定であるにとどまり、監督機関（労働基準監督署等）はこの一般的原則を具体的に適用すべき責務を負う機関ではないので、労働協約、就業規則又は労働契約の履行に関する争いについては、それが労働基準法各本条の規定に抵触するものでない限り、監督権行使に類する積極的な措置をなすべきものではなく、当事者間の交渉により、又はあつせん、調停、仲裁等の紛争処理機関、民事裁判所等において処理されるべきものである。
- D** 労働基準法第3条は、法の下での平等を定めた日本国憲法第14条と同じ事由で、人種、信条、性別、社会的身分又は門地を理由とした労働条件の差別的取扱を禁止している。(H23-1A)
- E** 最高裁判所の判例によれば、「労働基準法3条は、労働者の労働条件について信条による差別取扱を禁じているが、特定の信条を有することを解雇の理由として定めることも、労働条件に関する差別取扱として、同条に違反するものと解される。」としている。

解説

A ○

【①労働基準法の基本理念等】

設問の通り正しい。

根拠 法 1 - II

確認してみよう!

設問の規定（法 1 条 2 項）については、労働条件の低下が労働基準法の基準を理由としているか否かに重点を置いて判断するものであり、社会経済情勢の変動等他に決定的な理由がある場合には、当該規定には抵触しない。

B ○

【①労働基準法の基本理念等】

設問の通り正しい。

根拠 法 2 - I

C ○

【①労働基準法の基本理念等】

設問の通り正しい。

根拠 法 2、S63.3.14基発150号

得点UP!

労働協約、就業規則又は労働契約について労使間に紛争がある場合であっても、それが労働基準法違反に該当するものでないときは、あくまでも労使間の話し等により解決することとなる。

D ×

【②労働者の人権保障】

法 3 条は、「性別」を理由として差別的取扱をすることは禁止していない。法 3 条で労働条件の差別的取扱について禁止しているのは、労働者の「**国籍**、**信条**又は**社会的身分**」を理由とする場合のみである。

根拠 法 3

得点UP!

「人種」及び「門地」については、法 3 条の「社会的身分」に含まれると解されている。

E ○

【②労働者の人権保障】

設問の通り正しい。なお、同判例によれば、「労働基準法 3 条は労働者の信条によって賃金その他の労働条件につき差別することを禁じているが、これは、雇入れ後における労働条件についての制限であって、雇入れそのものを制約する規定ではない。」としている。

根拠 法 3、最大判S48.12.12三菱樹脂事件

解答 D

問題 2

択一 基本

教科書 Section 1

チェック欄

1 /	2 /	3 /
-----	-----	-----

労働基準法の基本理念等

次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A** 労働基準法第4条は、賃金についてのみ女性であることを理由とする男性との差別的取扱いを禁止したものであり、その他の労働条件についての差別的取扱いについては同条違反の問題は生じない。(H24-4B)
- B** 労働基準法第4条が禁止する女性であることを理由とする賃金についての差別的取扱いには、女性を男性より有利に取扱う場合は含まれない。
(H21-1C)
- C** 就業規則に「無断欠勤をみだりに繰り返す場合には、懲戒解雇することがある」旨の規定を設けることは、懲戒解雇という懲罰をもって労働者の精神の自由を拘束し、その意思に反して労働を強制するものであるから、労働基準法第5条の強制労働の禁止の規定に違反する。
- D** 労働基準法第5条の「労働者の意思に反して労働を強制」するとは、不当なる手段を用いることによって、使用者が労働者の意識ある意思を抑圧し、その自由な発現を妨げてもって労働させることをいうから、同条違反となるのは、労働者が現実「労働」したことを要する。
- E** 詐欺の手段を用いて労働者を労働させることは、通常労働者は無意識の状態にあつて意思を抑圧されるものではないが、労働基準法第5条には違反するものとされている。

解説

A ○

【②労働者の人権保障】

設問の通り正しい。

根拠法 4

確認してみよう!

労働基準法において女性であることを理由とする差別的取扱いを禁止しているのは、賃金についてのみであり、他の一定の労働条件については、男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）において、性別を理由とする差別の禁止に関する規定が設けられている。

B ×

【②労働者の人権保障】

法4条が禁止する女性であることを理由とする賃金についての差別的取扱いには、女性を男性よりも不利に取り扱う場合のみならず、有利に取り扱う場合も含まれる。

根拠法 4、H9.9.25基発648号

C ×

【②労働者の人権保障】

法5条は、精神又は身体の自由を**不当に拘束する手段**によって、労働者の意思に反して労働を強制することを禁止しているのであり、設問のように、就業規則に社会通念上認められる懲戒罰を規定することは、これに該当しない。

根拠法 5、S63.3.14基発150号

D ×

【②労働者の人権保障】

「労働者の意思に反して労働を強制」するとは、不当なる手段を用いることによって、使用者が労働者の意識ある意思を抑圧し、その自由な発現を妨げてもって労働すべく強要することをいうから、必ずしも労働者が現実的に「労働」することを必要とせず、当該強要をもって同条違反となる。

根拠法 5、S23.3.2基発381号

E ×

【②労働者の人権保障】

詐欺の手段が用いられても、通常労働者は無意識の状態にあつて意思を抑圧されるものではないから、必ずしもそれ自体としては労働基準法5条違反に該当しない。

根拠法 5、S23.3.2基発381号

解答 A

問題3

択一 実践

教科書 Section 1

労働基準法の基本理念等

チェック欄

1 /	2 /	3 /
-----	-----	-----

次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A** 職業安定法の規定により有料職業紹介事業を行う者については、同法に基づく手数料以外に報酬を受ける場合であっても、労働基準法第6条（中間搾取の排除）違反の罰則は適用されない。
- B** 労働者派遣事業者が、所定の手続を踏まずに、違法に労働者派遣を業として行い、利益を受けている場合には、業として他人の就業に介入して利益を受けていることになり、中間搾取を禁ずる労働基準法第6条に違反する。
- C** 使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならないが、事業の正常な運営を妨げるときは、請求された時刻を変更することができる。
- D** 労働者が、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づく裁判員としての職務を行うことは、労働基準法第7条の「公の職務」に該当する。
- E** 労働基準法第7条が、特に、労働者に対し労働時間中における公民としての権利の行使及び公の職務の執行を保障していることにかんがみるときは、労働者が使用者の承認を得ずして公職に就任し、その就任によって会社業務の遂行を著しく阻害する虞れのある場合においても、懲戒解雇に附することはもとより、普通解雇に附することも到底許されるものではない、とするのが最高裁判所の判例である。

解説

- A ×** 【②労働者の人権保障】
職業安定法の規定によりその定める範囲内の手数料を受けて有料職業紹介事業を行う場合は「法律に基いて許される場合」に該当し、法6条違反とならないが、職業安定法に基づく手数料以外に報酬等の利益を受けるときは、法6条違反の罰則が適用される。【根拠】法6、118-I、S33.2.13基発90号
- B ×** 【②労働者の人権保障】
労働者派遣については、派遣元と労働者との間の労働契約関係及び派遣先と労働者との間の指揮命令関係を合わせたものが全体として当該労働者の労働関係となるものであり、労働関係の外にある第三者が他人の労働関係に介入するものではなく、それが合法であるか違法であるかを問わず、労働基準法6条の中間搾取に該当しない。【根拠】法6、H11.3.31基発168号
- C ×** 【②労働者の人権保障】
「事業の正常な運営を妨げるとき」ではなく、「権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り」請求された時刻を変更することができる。【根拠】法7
- D ○** 【②労働者の人権保障】
設問の通り正しい。【根拠】法7、H17.9.30基発0930006号
- E ×** 【②労働者の人権保障】
最高裁の判例では、「懲戒解雇なるものは、普通解雇と異なり、譴責、減給、降職、出勤停止等とともに、企業秩序の違反に対し、使用者によって課せられる一種の制裁罰であると解するのが相当である」とし、「公職に就任することが会社業務の遂行を著しく阻害する虞れのある場合においても、普通解雇に附するは格別（別として）、従業員を懲戒解雇に附することは、許されないものといわなければならない。」としている。【根拠】法7、最二小S38.6.21十和田観光電鉄事件

解答 D

執筆者

小野寺 雅也

(TAC社会保険労務士講座 専任講師、総合本科生担当)

2019年度版

みんなが欲しかった！ 社労士の問題集

発行日 2018年10月10日

初版発行

編著者 TAC株式会社（社会保険労務士講座）

発行者 斎藤博明

発行所 TAC株式会社 出版事業部（TAC出版）

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2018

管理コード 07822P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。